

つくば市在宅医療・介護連携推進事業、つくば市地域包括支援センター・在宅介護支援センター定例会 つくば警察署と地域包括支援センター・在宅介護支援センターとの意見交換会

日時：令和2年（2020年）11月18日（水）13時30分～15時
つくば市役所 防災会議室

【当意見交換会の目的等】

高齢者支援における緊急時対応は、大きく分けて①高齢者虐待、②行方不明、③医療・介護職の訪問時に本人が呼びかけに応じないことがある。地域包括支援センター（以下センター）、医療職・介護職の緊急時対応の流れを警察と共有し、今後の連携を強化・促進することを目的とした。
※意見交換会を実施前に各地域包括支援センターに警察との連携状況等について調査を実施。別紙参照 資料①～③情報共有、質問回答、質問等

1 講話 事前アンケートの内容を踏まえ、つくば警察署員生活安全課の方より講話をいただきました。

○高齢者虐待：高齢者虐待は逮捕が少ない。養護者が介護者であることが多いため、介護者が不在になるため。警察が状況を継続確認。65歳以上のケースは地域包括支援課に高齢者虐待通報票で情報共有している。行政との連携対応。

○行方不明：捜索するために人員を増員する。人員以外、防災無線やひばりくんメールでの対応

○呼びかけに応答しない（安否確認）：警察官は法律上、やむを得ないと認める時、合理的に必要と判断される限度において自宅内へ入ることができる。親族等と連絡がついていれば、親族に確認し、自宅へ入ることをしている。可能であれば親族の立会を求める。

2 各地域包括支援センターの連携状況や質疑応答等

被害妄想等の症状がある場合に同行訪問して連携を密にとっている。質疑では、認知症の自動車運転免許返納の現状や、実際に倒れた人を確認した場合の対応等についてセンター職員から質問があった。

【意見交換会を実施して】 日々の業務と関連する質疑応答もあり積極的な意見交換がなされた。不安や迷いが生じた場合には、警察・交番へ連絡・相談して良いと意見をいただいた。その際、センターとしては、アセスメントを行った上で相談をする。できる限りの情報収集を行う必要があるが、最低限（家族の連絡先、既往歴等）の情報があると良いとご意見をいただいた。センターとして、地域ケア会議等を活用して地域の専門職と情報共有を図っていく。今後も本人や家族の安心安全のため、警察と連携を強化しながら、各センターで活動を推進していく。